

京都市上下水道局との意見交換会

日 時 平成30年8月1日(水) 午前9時50分～午前10時50分

場 所 京都市上下水道局本庁舎内 会議室

出席者(敬称略)

京都市上下水道局

技術監理室長

水道部長

下水道部長

総務部 契約会計課長

技術監理室 監理課 担当課長

水道部 施設課 設備係長

下水道部 設計課 課長補佐

総務部 契約会計課課長補佐(契約係長)

総務部 契約会計課課長補佐(制度管理係長)

渡辺 光博

伊木 聖児

井上 高光

富嶋 裕之

辻 明

坂上 幸司

山内 真澄

山川 豊義

坂本 智貞

一般社団法人京都電業協会

会 長 小野 昭

副会長 木下 博之

同 小滝 寛

常任理事 進藤 久和

専務理事 小林 章一

理 事 植田 司郎

事務局 齋藤 順

(司会者 一般社団法人京都電業協会 常任理事 進藤 久和)

1. 京都電業協会挨拶 会長 小野 昭

2. 京都市上下水道局挨拶 下水道部長 井上 高光

3. 京都市上下水道局からの要望・通知事項

(1) 社会保険未加入対策について

(京都市から)

- ① 京都市では、全部局で社会保険未加入対策を推進しており、平成30年7月より「労働関係法令遵守状況報告書」提出対象外の工事(予定価格5千万円以下)についても、全ての下請事業者の社会保険適用状況を下請通知書や施工体制台帳等で確認することとした。各事業者におかれては適切な対応をお願いしたい。

(協会から)

- ① 電気工事業界では、社会保険(法律で義務付けられている保険)への加入に関して、各社で社会保険を適用済みであり、特に問題は起きていないと聞いている。

4. 京都電業協会からの質問・要望事項

(1) ご発注に関する事項について

(協会から)

- ① 景気の変動に関わらず一定数の発注を維持して頂き、発注時期についても偏りのないようお願いしたい。
- ② 今年度及び次年度以降の主な電気設備工事の発注予定をお聞かせ願いたい。

(京都市から)

- ① 工事発注が一定の時期に偏らないよう、債務負担行為を活用して発注の平準化に努めている。
- ② 今期は、水道事業で7件、下水道事業で22件、電気工事の発注を予定している。次年度以降は当局が策定した、京都市上下水道事業経営ビジョン(2018-2027)等に沿い施設の改築・耐震化を進めていく。今年度の詳細は、当局ホームページに掲載している発注見通しを参照願いたい。

(2) 地元業者の育成について

(協会から)

- ① 電気設備工事の分離発注、並びに地元中小企業への発注を今後とも継続頂きたい。
- ② 今後予定されている大規模工事においても、地元中小企業によるJV手法の採用や工事の細分化、分離発注等により、地元中小企業の参入機会を最大限確保して頂きたい。
- ③ 施工実績要件を付す必要がある入札の場合には、施工実績要件の緩和や、大手企業+地元中小企業によるJV手法の採用により、1社でも多くの企業が施工の機会を得られるよう、お願いしたい。

※府北部自治体での事例(メーカー+地元電気工事業者のJV結成)を紹介。

(京都市から)

- ① 特殊な工事を除き、原則として分離発注に努めている。
- ② 「性能」を担保させる必要のある発注を除き、公契約基本条例のもと、市内本店企業の受注機会の確保に努めたいと考えている。
- ③ プラント工事等、設備の処理機能を確保するために施工要件を設けている。業界の要望については受け止めておく。

(3) 低入札対策について

(協会から)

- ① 低入札対策制度の現状(運用状況)についてお聞かせ願いたい。

(京都市から)

- ① 当局では、平成27年6月から、最低制限価格の全面事後公表を行っており、平成28年6月からは、設備工事の最低制限価格制度の適用範囲を、予定価格2億

以下の案件からWTO基準額未満の案件まで拡大し、最低制限価格未満での入札はすべて失格としている。

また、定期的に制度見直しを実施しており、平成29年4月に低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定基準を改定している。

(4) 施工中の諸問題について

(協会から)

- ① 設計図書の内容、見積数量などに疑義を感じたとき、相談ならびに契約変更柔軟に応じて頂きたくお願いしたい。当協会では会員へのアンケートを実施したところ、貴局以外の事例も含まれるが、監督員と現場代理人の打合せ等の相談に適切に応じて頂けない事例が有る旨、協会員からの「声」が寄せられているので紹介する。
- ② 施工現場での「週休二日制」の推進のために何が必要か、お聞かせ願いたい。週休二日制に関して、社員(現場代理人等)は概ね好意的に捉えているものの、建築主体工事の影響を受けること、日給労働者の収入減問題が生じると懸念しており、業界全体の課題だと感じている。

(京都市から)

- ① 平成30年4月より、1億円以上の工事で質疑応答の機会を設けている(従前:2億円以上→範囲拡大)。1億円未満の工事についても、必要に応じ、補足している。また、契約変更については契約書約款の定めにより対応するよう努めている。
- ② 工事費(労務費)の扱いについては検討を要するが、「担い手となる若手の確保」に向け、国が示した計画を踏まえ、本市の各部局と協議して策を講じたい。

5. 閉会挨拶 京都電業協会 副会長 木下 博之